

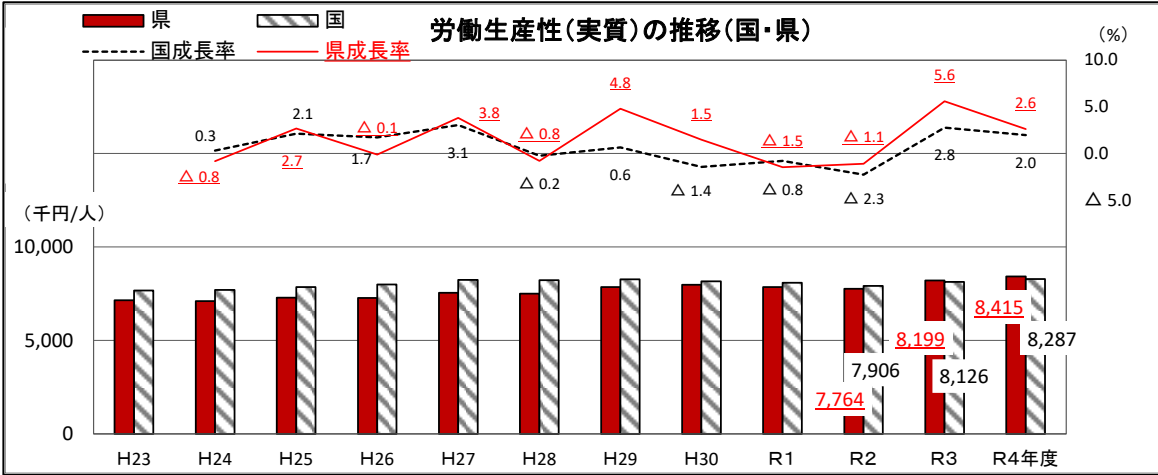
全県共通
の課題

- 人口減少に伴う市場の縮小、設備投資意欲の低下による生産性向上の停滞

取組の
方向性

- 各団体のアクションをPDCA+Sサイクルで継続的改善
 - ・ 構成団体取組の好事例や現場の声、国・県等の支援の共有
 - ・ 生産性向上に資する取組等についての意見交換
 - ・ 各団体における実践や、各産業分野、各地域への波及
- 標記テーマは議論の範囲が非常に広いため、当会議での議論、構成団体の意見等を踏まえ、重点テーマにおける議論内容をより具体化していく

＜長野県の労働生産性（実数）推移（千円/人）（出所：県民経済計算）＞



「信州未来共創戦略」における位置付け

戦略の柱	2050年に ありたい姿	2030年に目指す旗（主なもの抜粋）	具体的取組例（主なもの抜粋）
【4－1】 世界を視野 に付加価値 労働生産性 を高めよう	世界水準から見ても各企業、各分野の付加価値労働生産性が極めて高く、企業や経営体の利益も賃金も大きく増加している。	○事業所に対する支援体制が整備され、事業承継・M＆Aが進むとともに、総務事務等業務の共同化をする企業が増加している。 ○民間・自治体など様々な分野のD Xやリスクリングを支援する体制が充実しており、多くの事業所が積極的に取組を進めている。（2027年D Xに取り組む事業所70％ ※39％（2023年）） ○付加価値労働生産性（就業者一人当たり）を15％以上向上させる。（戦略策定時 8,426千円／人（2023年）） ○パートナーシップ構築宣言の登録企業数が2027年に2500社以上となっている。（登録企業数 833 社（2024年4月））	○業務の共同化等による効率化、事業承継・M＆A等を通じた規模拡大 ○中小企業から中堅企業への成長を促す支援を強化 ○有望なスタートアップ企業の呼び込み、県内起業家・スタートアップの育成による県内事業者等の協業促進 ○企業における生産性向上に向けたD Xやリスクリングを関係者が一丸となって推進 ○AI・ロボット等の導入によるスマートファクトリーへの転換など産業D Xに挑戦

【重点テーマ①】県内企業が生産性を向上するために必要な取組（設備投資や技術革新、価格転嫁等）

【ベンチマーク】

付加価値労働生産性+15%（2030年）

【意見交換テーマ】

ベンチマークの達成に向け、今から取り組むべきこと

- 国（関東経済産業局、長野労働局）及び長野県の施策等を紹介（各5分）、意見交換（25分）

□意見交換の観点

- ・付加価値労働生産性+15%（2030年）達成に向け、今から各団体が取り組むべきことや、即効性のあるアプローチは
- ・各団体が実践可能なアプローチや、行政、他団体と連携可能な取組について

（旗：事業承継・M&A、業務共同化の進行、DXに取り組む事業所70%（2027年）、付加価値労働生産性+15%、パートナーシップ構築宣言2500社（2027年））

- 今後の流れ

- ・いただいたご意見を各地域にも共有し、各地域会議にも波及
- ・次回以降の会議において、各団体の取組・アプローチを共有

- 本会議構成員のアクション（一部抜粋）

- ・経営合理化等による持続可能な経営を後押しするため、事業承継・M & A の理解を深める学びの場を提供するとともに、複数企業等が取り組む業務共同化モデルを支援し、横展開を推進
- ・D X ・省力化、事業承継・M & A 等について、事業所が取り組みを実行できるように行政等と連携し、傘下団体へ周知
- ・省力化設備の導入が進み、人員不足に悩む企業をなくす、ロボットやAIを活用することで、人員不足を補える企業体制の構築ができている
- ・製品の付加価値を向上させ、世界に認められるメイドイン長野ブランドを確立させる
- ・機関誌を通じて、企業の生産性向上に向けたレポート作成や、「NextStage～ITで挑む信州企業～」による企業のDX支援

- ▶ 長らく続いたデフレ経済から脱却し、発想の転換へ ⇒ 規模拡大・企業間連携／DX・省力化／海外展開・信州ブランドの価値向上の観点から、県内企業の付加価値労働生産性向上を支援
- ▶ 信州未来共創戦略に掲げる「ありがたい姿」を具現化する第一歩として、各種施策の推進に必要な予算を計上

規模拡大 企業間連携

経営合理化/基盤強化を支援します！

① 業務共同化 ～企業間連携による経営合理化～

- ・複数企業で取り組む業務共同化等を支援します
- [新]** 業務共同化等経営合理化促進事業（産業労働部No.12）
- [新]** 給油所経営改善支援事業（産業労働部No.13）

② 事業承継・M&A ～経営資源の引継ぎと集約～

- ・関係機関と連携し、経営の多角化や規模拡大を促進します
- [新]** 業務共同化等経営合理化促進事業（産業労働部No.12）

③ 外部リソースの活用 ～オープンイノベーション推進～

- ・企業によるスタートアップ支援体制を強化し、スタートアップと県内企業等との協業を促進します
- [拡]** 創業・承継支援強化事業（産業労働部No.11）



DX 省力化

企業の困りごとを見える化し、支援につなげます！

デジタル化 一貫支援サイト



連携

NICE
経済団体
(中央会、商工会等)
金融機関
県ITコーディネータ
協議会

① デジタルツール（POSレジや配膳ロボなど）の情報提供

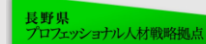
- ・県オリジナルのデジタルツール情報を充実し、提供します
- [拡]** デジタル化一貫支援体制整備事業（産業労働部No.7）掲載数の充実

② 融資・補助金

- ・信州創生推進資金により省力化投資を後押しします
- [拡]** 中小企業融資制度資金（産業労働部No.10）省力化投資向けメニューを新設
- ・生産性向上による賃上げ、企業の魅力向上を支援します
- 女性若者応援賃上げ・生産性向上促進事業（R6.1補）

③ 社内人材育成／社外人材活用

- ・社内人材のリスクリングに取り組む企業を支援します
- [新]** 企業リスクリング推進事業（産業労働部No.22）人への投資を応援
- ・デジタル人材等の活用による経営力強化に向け、副業・兼業人材とのマッチングを支援します
- [拡]** プロフェッショナル人材戦略拠点事業（産業労働部No.25）



IT産業・人材の集積

信州ITバレー構想推進事業（産業労働部No.6）



県外の人材・企業との “関係性”づくり

- ・おためしナガノ2.0
おためしナガノ2.0事業（産業労働部No.32）
- ・信州リゾートテレワーク
リゾートテレワーク推進事業（産業労働部No.33）
- ・チャレンジナガノ2.0
産業集積強化推進事業（産業労働部No.9）



海外展開 信州ブランドの 価値向上

企業の競争力強化を支援します！

① 海外展開支援 ～縮小する国内需要からの転換～

- ・海外展開の基本的な方向性をとりまとめ、県内企業の海外展開等を支援します
- [新]** 「稼ぐ」産業の海外展開強化事業（産業労働部No.14）
- ・関係機関と連携し、県内企業の海外展開について準備段階から拡大まで、一貫して支援します
- [新]** 長野県海外展開企業サポートネットワーク（仮称）の運営
海外研究機関連携事業（R6.1補）
- ・工業製品や食品等の輸出拡大に向けた取組を加速します
- 海外販路開拓事業（産業労働部No.17、R6.1補）、ものづくり中小企業海外販路拡大特別支援事業（R6.1補）

② 信州ブランドの価値向上 ～国内外で選ばれる～

- ・伝統的工芸品や発酵食品、地酒の価値向上のため、海外需要の取り込み等に向けた商品開発支援やPRを行います
- [拡]** 伝統的工芸品産業振興事業（産業労働部No.30）
- [拡]** 食品産業の活性化支援事業（産業労働部No.5）
- [拡]** 信州地酒振興事業（産業労働部No.29、R6.1補）
- ・県外の女性・若者向けにブランド発信を行い、本県に人材を呼び込みます
- 「信州ブランド」共創・発信強化事業（産業労働部No.19）



現状と課題

R7.3～6月に価格転嫁促進アクション（セミナーと広報）を実施。セミナー参加者からは高評価。一方、価格転嫁には引き続き次の課題があり、課題解決に資する取組が必要。

課題1：労務費の価格転嫁が進んでいない ⇒ 取組1,3で対応

課題2：飲食、小売等の特定の業種で価格転嫁が進んでいない ⇒ 取組1,3で対応

課題3：サプライチェーンの下層や小規模事業者の価格転嫁が進んでいない ⇒ 取組2で対応

課題4：価格転嫁促進を図る人材の量的・質的拡大 ⇒ 取組2,3で対応

目指す姿

- ・労務費指針の利活用割合の増加
- ・飲食、小売等の価格転嫁できた割合の増加
- ・（セミナーやHPでの情報収集が難しい）小規模事業者の施策活用増加
- ・サポート人材の量的拡大と知識習得

今後の取組

⇒ 「価格転嫁促進アクション（第2弾）」（実施期間R7.9～12）の実施

取組1

○ 価格転嫁サポートセミナーの開催

以下をテーマとしたセミナーを県下各会場又はオンラインで開催

- ① 価格転嫁交渉のポイント
- ② 労務費に特化した価格転嫁
- ③ 下請関連法の改正内容
- ④ 特定業種の方々向けの価格転嫁（飲食店の上手な値上げの方法等）

取組2

○ 長野県価格転嫁サポーターによる価格転嫁促進

県内の金融機関、支援機関の職員向けの研修を行い、「長野県価格転嫁サポーター」として認定。サポーターは、各事業者を訪問し、情報提供等で価格転嫁を促進（活動例）

- ① 簡易ツールを用いて適した支援策を紹介
- ② ノウハウを学べる動画や成功事例の紹介
- ③ 支援情報が受け取れる県公式LINEの登録支援等

LINEで事業者支援情報をお届けします！！

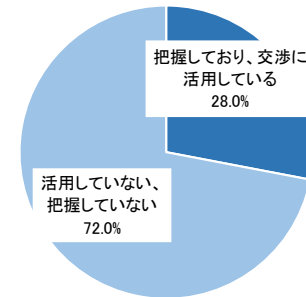
長野県公式LINEにご登録ください！

「事業者サポート」に☑していただくと産業支援情報を受け取ることができます。

登録はこちらから ⇒

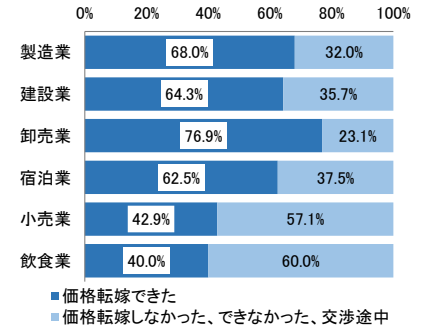


【労務費指針について】

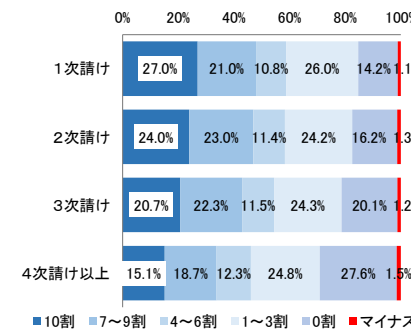


（出典）「景気動向調査付帯調査」（R7.4県産業労働部）

【価格転嫁の現状（業種ごと）】

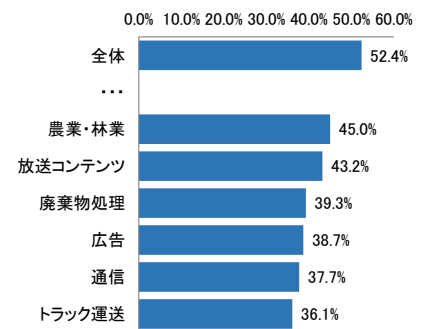


【各段階の価格転嫁状況】



（出典）「価格交渉促進月間（R7.3）フォローアップ調査」（中小企業庁）

【進んでいない下位5業種】



取組3

○ 相談窓口による助言や専門家の支援

次の相談窓口や専門家の派遣等で事業者からの相談に応じるとともに、助言や支援を実施

- ① 地域価格転嫁サポート窓口（県地域振興局商工観光課）
- ② 専門家派遣や副業・兼業人材活用予算の拡充（R7.6補正）
- ③ 長野県よろず支援拠点や下請かけこみ寺（公益財団法人長野県産業振興機構）

第 1 回人財確保・生産性向上連携会議
長野労働局資料

令和 7 年 9 月 16 日（金）

- 資料 4-2-3 「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の一環としての最低賃金の引上げに関する支援の拡充
- 資料 4-2-4 最低賃金・助成金リーフレット
- 資料 4-2-5 「取り組みませんか？「魅力ある職場づくり」で生産性向上と人材確保」
- 資料 4-2-6 令和 7 年度における地方版政労使会議の開催について
- 資料 4-2-7 現下の雇用経済情勢等を踏まえた価格転嫁及び賃金引上げの御検討等について（要請）
- 資料 4-2-8 改正法施行に係る今後の検討スケジュール（案）

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の一環としての最低賃金の引上げに関する支援の拡充

2025年9月

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
厚生労働省
経済産業省

1. ①業務改善助成金の対象となる事業者の拡大等

概要

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行う中小企業に対し、その費用の一部を助成。より多くの中小企業が活用できるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合も、助成を受けることを可能とする。

事業の詳細はこちら

【上限等】 上限:30～600万円(賃金引上額・人数が多いほど大)

【助成率】 3/4(事業場内最低賃金が1,000円以上)又は4/5(事業場内最低賃金が1,000円未満)

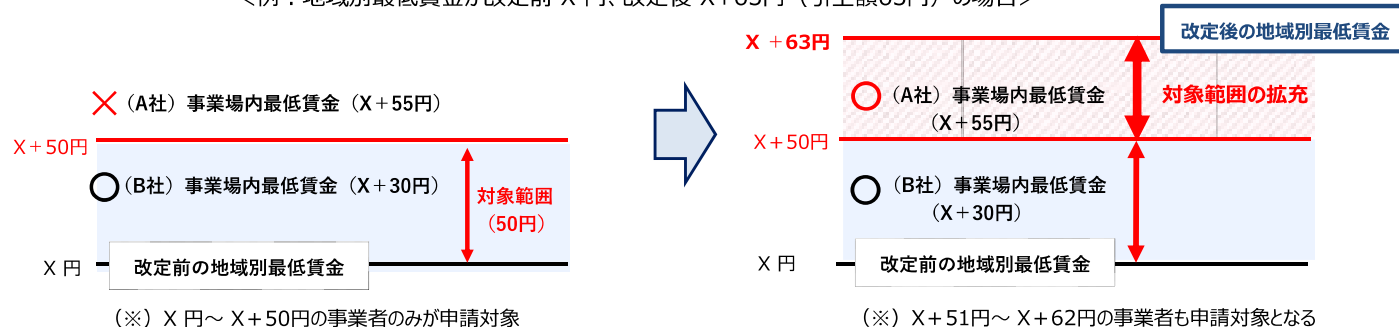


1) 対象事業者の拡大

現行 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業者が対象

拡充 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合>



2) 申請手続きの簡略化

現行 賃上げ前に、賃上げ計画の提出・審査が必要

拡充 賃上げ計画の事前提出を省略可能とする

1. ②ものづくり補助金等における補助率引上げ特例の要件緩和

概要

最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援するため、最低賃金近傍の従業員が一定数いる場合には、以下の補助金の補助率を引上げ(1/2から2/3)。この要件を緩和し、対象企業を拡大。

○ものづくり補助金:生産性向上に資する革新的な開発等の設備投資を助成

【上限】750~4,000万円、【補助率】1/2~2/3

○IT導入補助金:ITツールの導入等を助成

【上限】450万円、【補助率】1/2~2/3

○省力化補助金(一般型):省力化投資を助成

【上限】750万円~1億円、【補助率】1/3~2/3

事業の詳細はこちら



もの補助 IT補助 省力化補助

現行

以下の要件を満たす場合、補助金の補助率を1/2から2/3に引上げ

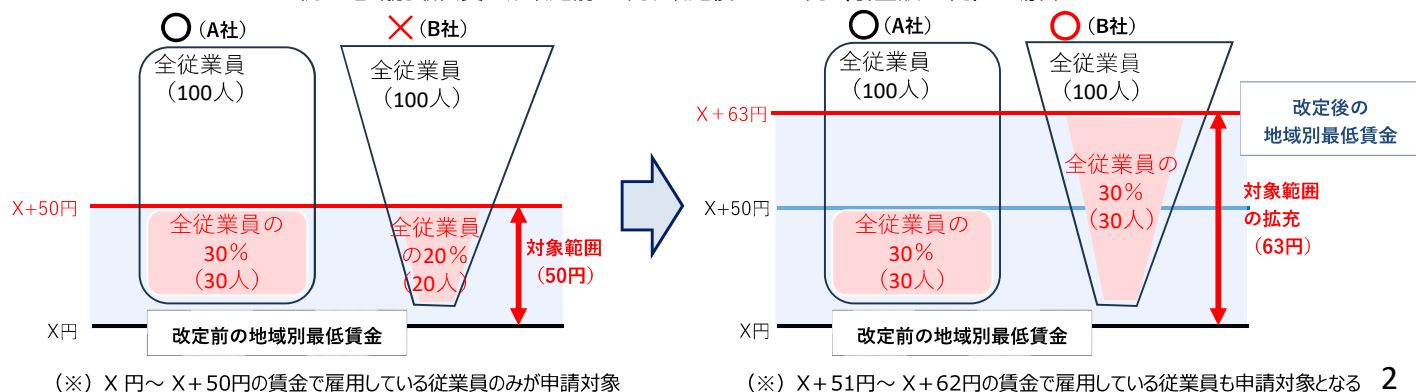
改定前の地域別最賃+50円以下の賃金で雇用している従業員(3か月以上)が、全従業員の30%以上

拡充

以下の要件を満たす場合、補助金の補助率を1/2から2/3に引上げ

改定後の地域別最賃未満の賃金で雇用している従業員(3か月以上)が、全従業員の30%以上

<例:地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円(引上額63円)の場合>



2. 中央最賃審の目安以上に賃上げを行う中小企業の優先採択

概要

ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化補助金(一般型)について、

① 改定後の地域別最賃未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者、及び、

② 中央最賃審の目安以上に事業場内の最低賃金を引き上げる事業者

に対して、それぞれ加点を行う措置を新たに導入し、それらの事業者の優先採択を行う。

事業の詳細はこちら



もの補助 IT補助 省力化補助

新規

加点措置①

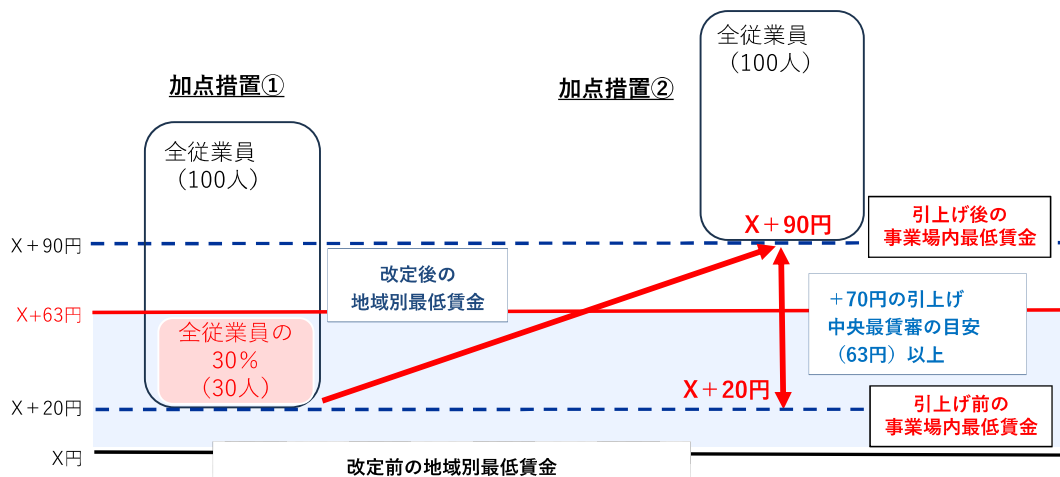
改定後の地域別最賃未満の賃金で雇用している従業員(3か月以上)が、全従業員の30%以上

<例:地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円(引上額63円)の場合>

加点措置②

事業場内の最低賃金を中央最賃審の目安(63円)以上に引き上げる事業者

<例:事業場内最低賃金が X+20 円、引上げ後 X+90円(引上額70円)の場合>



長野県最低賃金

令和 7 年

時間額

前年比

10月3日

から

1,061 円

63 円

アップ



最低賃金以上かどうかのチェック方法は？

ここがポイント！

- 月給制等の労働者についても最低賃金を上回っているか確認してください
- 日給や月給など、時間給以外の場合は、対象賃金額を時間額に換算し、適用される最低賃金額と比較します

最低賃金額との比較方法

空欄に賃金額と労働時間数を記入して比較してみましょう

1 時間給の場合	時間給 円	≥	最低賃金額（時間額） 1,061 円	※2で日によって所定労働時間が異なる場合は1週間の平均（1週間の所定労働時間の合計÷所定労働日数）、3で月によって所定労働時間が異なる場合は1年間の平均（1年間の所定労働時間の合計÷12）を計算します。計算結果に1時間未満の端数が出る場合、端数は残してそのまま計算してください。
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間（※）	= 時間額 円 ≥ 最低賃金額（時間額） 1,061 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間（※）	= 時間額 円 ≥ 最低賃金額（時間額） 1,061 円
4 出来高給の場合	出来高給 円	÷	賃金計算期間の総労働時間 時間	= 時間額 円 ≥ 最低賃金額（時間額） 1,061 円
5 上記1～4が組み合わさっている場合	1～4の合計を最低賃金と比較 例えば、基本給が日給で、各手当（職務手当等）が月給の場合			①基本給（日給）→2の計算で時間額を出す ②各手当（月給）→3の計算で時間額を出す ③①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

事例 長野県で働くAさんの場合（日給、月給、出来高給の組み合わせの場合）

- ① 基本給（日給）を時間額に換算すると
 $6,000円 \div 1日の所定労働時間（8時間） = 750円$
- ② 職務手当（月給）を時間額に換算すると
 $24,000円 \div 1か月の平均所定労働時間（160時間） = 150円$
- ③ 営業手当（出来高給）を時間額に換算すると
 $50,000円 \div 対象月の総労働時間（170時間） = 294円$
- ④ 上記①～③を合計すると
 $750円 + 150円 + 294円 = 1,194円 > 1,061円$ であり、最低賃金額以上となっています

基本給（日給）	（6,000円×20日）	120,000円
職務手当（月給）		24,000円
営業手当（出来高給）		50,000円
通勤手当（月額）		8,000円
時間外労働の割増賃金		11,985円
合 計		213,985円

1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
対象月の総労働時間	170時間

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



この部分が最低賃金の対象となります

(6)



月給制の賃金について、賃金計算期間中に最低賃金が改定された場合の最低賃金との比較方法は？

ここがポイント！

- 最低賃金額の改定日以降は改定額を下回ることがないようにする必要があります
- 月給制の場合、改定前・後の最低賃金額と1カ月の所定労働時間数（月により異なる場合は1年間の平均値）をかけた金額を、改訂前・後の働いた日数の割合に応じて案分した金額の合計金額と、支払われている金額とを比較します

以下の①+②と、支払われている金額を比較します

- ①改定前の最低賃金額 × 1カ月の所定労働時間数
×（改定前の期間の所定労働時間数／賃金計算期間中の所定労働時間数）
- ②改定後の最低賃金額 × 1カ月の所定労働時間数
×（改訂後の期間の所定労働時間数／賃金計算期間中の所定労働時間数）

【計算例】

改定前の最低賃金額998円

改定後の最低賃金額1,061円

1カ月の平均所定労働時間数160時間

計算期間中の所定労働日数20日 1日の所定労働時間数8時間

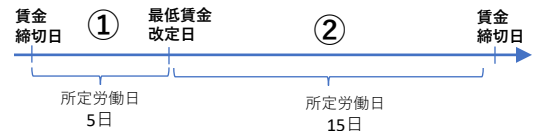
改定前の期間の所定労働日数5日 改定後の期間の所定労働日数15日

の場合、

$$\textcircled{1} (998\text{円} \times 160\text{時間}) \times \left\{ (5\text{日} \times 8\text{時間}) / (20\text{日} \times 8\text{時間}) \right\}$$

$$\textcircled{2} (1,061\text{円} \times 160\text{時間}) \times \left\{ (15\text{日} \times 8\text{時間}) / (20\text{日} \times 8\text{時間}) \right\}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} : 39,920\text{円} + 127,320\text{円} = 167,240\text{円} \quad \text{この金額以上である必要があります}$$



最低賃金との比較を行う際の労働時間数や賃金額の端数の処理方法は？

- 月給制、日給制などの賃金を時間額に換算する際の所定労働時間数に端数がある場合

ここがポイント！

端数の切り上げ・切り捨ては行わずそのまま計算します

例えば、「1日の所定労働時間数8時間」「年間所定労働日数257日」の場合、1カ月の所定労働時間数（月により異なる場合の1年間の平均値）は、 $8 \times 257 \div 12 = 171.3333 \dots$ 時間となりますが、端数の切り上げや切り捨てを行うと、1時間当たりの金額が実際よりも増減するため、端数は残したままで計算します。

- 時給制に換算した結果に1円未満の端数が出る場合

ここがポイント！

円未満の端数は四捨五入したりせずに比較します

最低賃金との比較の際は、1円未満の端数の50銭未満を切り捨て、50銭以上を切り上げる処理は行わず、端数を残した状態で最低賃金額と比較する必要があります。

（例）月給175,000円、1カ月の平均所定労働時間165時間の場合、 $175,000\text{円} \div 165 =$

$1,060.60 \dots \text{円} < 1,061\text{円}$ のため最低賃金法違反となります。

（0.60…円を1円に切り上げて比較することは出来ません）



賃金引き上げをする企業を支援する助成金にはどのようなものがありますか？

ここがポイント！

賃上げを後押しするための助成金を「賃上げ」支援助成金パッケージとしてまとめました。各企業のニーズに合った助成金をご活用ください。



1 生産性向上（設備・人への投資等）により賃金を引き上げたい場合

【助成の対象となる取組】

生産性向上に資する設備投資等を行い、事業場内で最も低い労働者の賃金（事業場内最低賃金）を引き上げたい

【助成金名：労働局担当部署】

業務改善助成金

【雇用環境・均等室】
026-223-0560



労働者に職業訓練を実施し、訓練終了後にその賃金を引き上げたい

人材開発支援助成金

【職業安定部訓練課】
026-226-0862



雇用管理改善につながる賃金規定・人事評価制度や雇用環境の整備などを導入し、離職率の低下を図りたい

人材確保等支援助成金

（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）
【職業安定部職業対策課】
026-226-0866



2 働き方改革の推進とともに賃金を引き上げたい場合

【助成の対象となる取組】

【助成金名：労働局担当部署】

建設業、運送業等、病院等、情報通信業、宿泊業において、労働時間削減等に向けた環境整備に取り組むとともに、賃金を引き上げたい

働き方改革推進支援助成金 （業種別課題対応コース）

【雇用環境・均等室】
026-223-0560



労働時間削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むとともに、賃金を引き上げたい

働き方改革推進支援助成金 （労働時間短縮・年休促進支援コース）

【雇用環境・均等室】
026-223-0560



勤務間インターバル制度の導入・定着促進に取り組むとともに、賃金を引き上げたい

働き方改革推進支援助成金 （勤務間インターバル導入コース）

【雇用環境・均等室】
026-223-0560



●長野働き方改革推進支援センターをご利用ください！

就業規則の見直し、助成金の活用など、働き方改革に関連する労務管理上の課題について、無料で社会保険労務士等の専門家に相談などができます。



3 有期雇用労働者等の非正規労働者の賃金を引き上げたい場合

【助成の対象となる取組】

非正規労働者の賃金規定等を増額改定し、賃金を引き上げたい

【助成金名：労働局担当部署】

キャリアアップ助成金
(賃金規定等改定コース)

【職業安定部職業対策課】
026-226-0866



4 より高い処遇への労働移動等の取組を行いたい場合

【助成の対象となる取組】

離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れ、雇い入れ前の賃金より上昇させたい

【助成金名：労働局担当部署】

早期再就職支援等助成金
(雇入れ支援コース)

【職業安定部職業対策課】
026-226-0866



中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大を図り、採用した45歳以上の者全員の雇入れ時の賃金を(雇入れ前と比べて)引き上げたい

早期再就職支援等助成金
(中途採用拡大コース)

【職業安定部職業対策課】
026-226-0866



就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、賃金を引き上げたい

特定求職者雇用開発助成金
(成長分野等人材確保・育成コース)

【職業安定部職業対策課】
026-226-0866



労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向復帰後の賃金を引き上げたい

産業雇用安定助成金
(スキルアップ支援コース)

【職業安定部職業対策課】
026-226-0866



「賃金引き上げ特設ページ」を公開しています！

賃金引き上げに向けた政府の各種支援策や企業の取り組み事例、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい。



●最低賃金についてのお問い合わせは・・・

労働基準部 賃金室 (Tel.026-223-0555) ・各労働基準監督署へ

厚生労働省

長野労働局

従業員の職場定着など、
雇用管理面で困りの事業主の皆さまへ

取り組みませんか？

「魅力ある職場づくり」で
生産性向上と人材確保



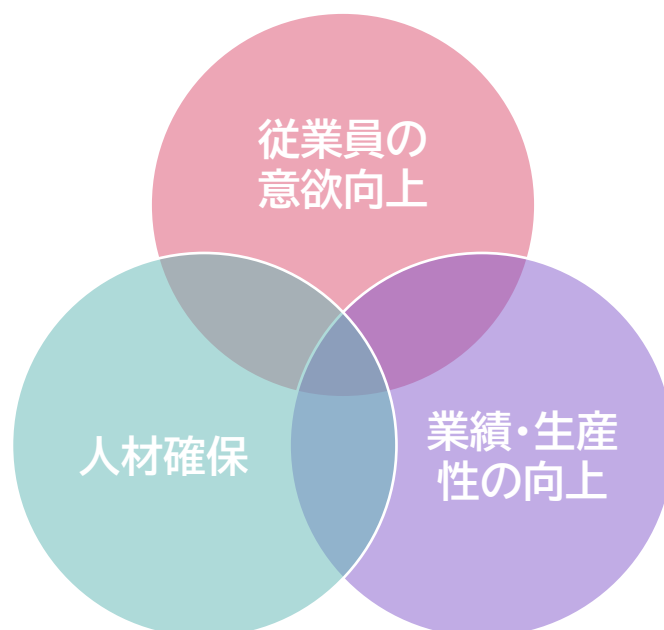
取り組みを応援する制度やツールをご紹介します！

？「魅力ある職場づくり」ってどういうこと？

- ✓ 思うように従業員の採用ができない、経験を積ませたいが従業員がなかなか職場に定着しないなど、従業員の雇用管理でお悩みではありませんか？
- ✓ 従業員にとって働きやすく働きがいのある「魅力ある職場」では、従業員の働く意欲、業績、生産性向上や人材確保に効果があることが調査で明らかになっています。
- ✓ 「魅力ある職場づくり」を進めるためには、評価や処遇、人材の育成、ワーク・ライフ・バランスの実現できる環境整備など、従業員の視点に立った雇用管理を実施することが効果的です。

**従業員の意欲・業績アップ・人材確保にお悩みの
事業主の皆さま、従業員の視点に立った
継続した「魅力ある職場づくり」が有効です！**

「魅力ある職場」には、次の効果があります



**「魅力ある職場づくり」のために、
どのような取り組み例があるか見てみましょう！**

？「魅力ある職場づくり」のための取り組みは？

従業員の視点・関心

賃金等処遇

- ・働き続けても収入が増えない
- ・成果を上げても賃金が上がらない

労働時間・休暇

- ・長時間勤務が解消できない
- ・業務が忙しくて年休が取れない

多様な働き方(制度)

- ・家庭の事情で、フルタイムや出勤して働くことが難しい

キャリアパス

- ・ずっと同じ業務・職責で、ステップアップが見込めない
- ・自分の成長が感じられない
- ・仕事についての色々な悩みを相談したい

福利厚生

- ・福利厚生制度がない

労働環境

- ・仕事の内容や従業員の事情に配慮した労働環境になっていない

「魅力ある職場づくり」の取り組み例

- 能力評価制度の導入
- スキルや成果に応じた報酬制度の制定
- 人事評価シートによる客観性の高い人事考課制度
- 賃金表の整備
※条件毎(職能、職務、勤続年数等)の賃金支給額を定義した一覧表
- 諸手当制度の導入
- 退職金制度の導入

I

- 事業場内で最も低い労働者の賃金の引き上げ

II

- 建設業における能力・経験に応じた適切な処遇の実施

III

- 生産性の向上による労働時間の短縮の実施
- 生産性の向上による年次有給休暇の取得促進

IV

- テレワークの導入

V

- 仕事と家庭の両立支援の制度の導入

VI

- メンター制度の導入
※直属上司とは別に、指導・相談役となる先輩(メンター)が後輩(メンティ)をサポートする制度
- 1on1ミーティングの導入

I

- 非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善

VII

- 計画に沿った職業訓練の実施
- 教育訓練休暇制度の導入

VIII

- 人間ドックの導入

I

- 労働環境改善のための機器の導入

I

- 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備

IX

- 建設工事現場での女性専用作業員施設の整備

X



どこに相談したらいいの？

「魅力ある職場づくり」を進めるために、以下に関する事業主の相談に対して、専門的な相談・援助を行う「**雇用管理改善等コンサルタント**」を各都道府県労働局に設置しています。

①人事管理制度

②賃金体系

③教育訓練

④福利厚生

⑤職場のコミュニケーション管理

⑥業務管理などの雇用管理

また、長時間労働の削減や同一労働同一賃金の実現等の働き方改革全般に関しては、「**働き方改革推進支援センター**」において、窓口相談やコンサルティング等を無料で実施しています。

働き方改革推進支援センター

<https://hatarakikataikaiku.mhlw.go.jp/consultation/>



なお、介護事業所における雇用管理に関しては、「**公益財団法人介護労働安定センター**」において、相談・援助・情報提供を無料で実施しています。

公益財団法人介護労働安定センター

<https://www.kaigo-center.or.jp/jigyo/soudan/>



人材確保(採用・定着)に向けて、何から取り組んで良いか分からない事業主の方、雇用管理の悩みを抱えていて支援が必要な事業主の方は、**お近くのハローワークにご相談ください。**

**「魅力ある職場づくり」に取り組む企業を
応援する助成金制度もあります**



「魅力ある職場づくり」を応援する助成金とは？

助成金名	助成対象
I 人材確保等支援助成金 雇用管理制度・雇用環境整備 助成コース	雇用管理制度（賃金規定制度・諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度など）や従業員の作業負担を軽減する機器・設備等の導入により、離職率低下等に取り組む事業主
II 業務改善助成金	事業場内で最も低い労働者の賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主
III 建設キャリアアップシステム等活用 促進コース（雇用管理改善促進事業）	建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用し技能者の雇用管理改善に取り組む中小建設事業主
IV 働き方改革推進支援助成金 ①労働時間短縮・年休促進支援コース ②勤務間インターバル導入コース 他	労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備または勤務間インターバルを導入し、その定着促進を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主
V 人材確保等支援助成金 テレワークコース	適切な労務管理下におけるテレワークを制度として導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた事業主
VI 両立支援等助成金 柔軟な働き方選択制度等 支援コース他	育児中の労働者が利用できる柔軟な働き方に関する制度を複数導入したうえで、制度利用者を支援する取組を行った中小企業事業主
VII キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主
VIII 人材開発支援助成金 ①人材育成支援コース ②教育訓練休暇等付与コース	①雇用する労働者にOFF-JT訓練等を実施する事業主 ②有給の教育訓練休暇制度を導入した事業主
IX 人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備 助成コース	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主
X 人材確保等支援助成金 作業員宿舎等設置 助成コース（建設分野）	自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主



人材確保等支援助成金の活用例は？

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

支給要件・支給内容

例1 雇用管理制度

従業員の離職率の低下に取り組むため、以下の制度を導入・実施。

- ①賃金規定制度
- ②諸手当等制度
- ③人事評価制度
- ④職場活性化制度(メンター制度等)
- ⑤健康づくり制度(人間ドック)

離職率低下に係る目標を達成した場合、導入・実施した制度に応じて、①、②、③は40万円(5%賃上げした場合50万円)、④、⑤は20万円(5%以上賃上げした場合25万円)の助成を受けることができる。(複数の制度の場合はそれぞれの合計(上限80万円(5%以上賃上げした場合100万円)))

例2 雇用環境整備

従業員の離職率の低下に取り組むため、従業員の作業負担を軽減するための機器を導入・運用。

離職率低下に係る目標を達成した場合、機器の購入費用の1/2(上限150万円)(5%以上賃上げした場合62.5/100(上限187.5万円))の助成を受けることができる。

上記は一例です。助成金の対象となるには各種要件があります。詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html



お問い合わせは都道府県労働局・ハローワークで受け付けています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toia_wase2.html



助成金を活用した事業主の声[※]

人事評価制度の導入効果

- ・評価項目の達成によって基本給のアップにつながることで、モチベーションが上がった。
- ・社員へ評価(特に長所)を伝えることにより、業務に意欲的に取り組んでもらえ定着につながった。
- ・自己申告により、社員自身が自覚している能力や適性、意向等を知ることができ、社員への研修や指導面での要点が明確になった。

健康づくり制度の導入効果

- ・従業員の健康意識を高めることで欠勤率を低く抑えるとともに定着率の向上にもつながっている。
- ・検診受診による早期発見・早期治療、並びに健康に対する意識が高まり、仕事への意欲がアップした。
- ・スタッフの健康を第一に考えることにより、働きやすい職場となり、求人募集時のアピールにもなり、優秀な人材が集まるという効果に期待している。

メンター制度の導入効果

- ・メンターとの面談で、悩みや不安の早期問題解決につながった。その結果、職場定着が実現するようになった。
- ・従業員から「社内では相談しづらい内容も相談できる環境があるのはありがたい」といった反応があった。

※過去の人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース及び人事評価改善等助成コース)を活用した事業主からの声です。



その他の助成金や支援策は？

中小企業団体向け等の人材確保等支援助成金

コース名	助成対象
中小企業団体助成コース	都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体で、その構成員の中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援する事業を行う事業主団体
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース (建設分野)	①若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主等 ②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人
建設キャリアアップシステム等活用促進コース(普及促進事業)	構成員の中小建設事業主等に対し、建設キャリアアップシステム(CCUS)の技能者登録料等の補助を行う建設事業主団体

その他の雇用・労働分野の助成金

- 新たに従業員を雇い入れる場合や、高齢者や障害者の雇用環境の整備を図る場合などに助成を行っています。詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html



- 中小企業退職金共済制度に新たに加入する場合や、高齢者の安全衛生確保の取り組みを実施する場合などに助成を行っています。詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/index_00051.html



人材開発

- 従業員のスキル向上を図るための職業訓練やキャリア形成の支援など、さまざまな支援策を用意しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/index.html



中小企業者等を対象とした経営相談などの窓口もあります

よろず支援拠点(中小企業庁)

- 生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題に対する相談や助言、経営課題に応じた適切な支援機関の紹介を実施しています。

<https://yorozu.smrj.go.jp/>



「魅力ある職場づくり」に活用できるサイト

厚生労働省では、雇用管理の改善に役に立つ様々なサイトを開設しています。
「魅力ある職場づくり」に取り組むにあたり、ぜひご活用ください。

人材確保対策(雇用管理改善のための支援ツール)

「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」の事例集や「人材確保に『効く』事例集」、
「働きやすい・働きがいのある職場づくり事例集」、各種助成金等、雇用管理改善の
取り組みを支援する情報を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053276.html>



「働き方・休み方改善ポータルサイト」

企業の皆さまが、自社の社員の働き方・休み方の見直しや、
改善を図る際に役立つ情報を提供しています。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



「賃金引き上げ特設ページ」

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域に
おける平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げ
のために参考となる情報を掲載しています。

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



「スタートアップ労働条件」

労務管理等に係るWEB診断や労働基準監督署に届出を行う
書面(就業規則・36協定届・1年単位の変形労働時間制に
関する書面)の作成ができるWEBサイトです。

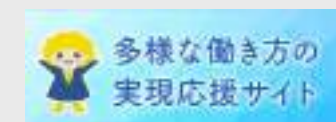
<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>



「多様な働き方の実現応援サイト」

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善や、正社員の
働き方の多様化に役立つ情報を掲載しています。

<https://part-tanijikan.mhlw.go.jp/>



「女性の活躍・両立支援総合サイト」

企業における女性活躍の情報や、仕事と家庭(育児・介護
などを含む)の両立に役立つ情報を掲載しています。

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>



「働く女性の心とからだの応援サイト」

女性の健康課題に関して、企業の取組事例、メールでの相談
窓口など、働く女性の健康に役立つ情報を掲載しています。

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



「若者雇用促進総合サイト」

若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業(ユースエール
認定企業)の雇用管理の取組など若者の雇用管理に役立つ
情報を掲載しています。

<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action>



職場情報総合サイト「しょくばらぼ」

企業等の情報を求職者等に総合的・横断的に提供するサイトです。
職場情報を提供するに当たっての一般的な課題や対応策を示す
「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」も掲載しています。

<https://shokuba.mhlw.go.jp/>





令和7年度における地方版政労使会議の開催について

長野労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和7年度の地方版政労使会議の開催について①

令和6年度に把握された課題等や令和7年度が「賃金引上げ」に向けた取組を主なテーマに追加して3回目の開催となることから、一層の賃金引上げに向けた機運醸成を図るために必要な改善を図り、引き続き、**令和7年度も開催します。**

長野県政労使会議（予定）
日時：令和8年2月9日（月）
15:00～16:00
場所：ホテル国際21 弥生

令和7年度のテーマ

主たるテーマ

- 引き続き、**「賃金引上げ」に向けた取組**
※ 引き続き、地域における賃金引上げに向けた機運醸成が目的

新 サブテーマ

- 新たに、地域の課題に即した内容を扱う**サブテーマを設定**
※ 主たるテーマに関する議事を地域に即したものとするため設定

【設定方法】

労働局が管内状況や地方公共団体の問題意識等を踏まえて案を検討。
案に基づき、構成員と協議を行い決定。

長野労働局のサブテーマ案

生産性の向上について

（参考 R6年度テーマ）賃金引上げに向けた取組
及び 賃上げ環境の整備について

開催時期・形式

- **令和8年1月、2月を中心に、対面で開催**
※ 春季労使交渉本格化前を念頭に時期を設定

出席者

- 可能な限り、**各構成員を代表する者**
※ 機運醸成が目的であり、**トップに出席いただきたい**
- 引き続き、公正取引委員会もオブザーバーとして参加

新

- **サブテーマに関連の深い団体等も参加**

※ サブテーマの決定後、関係団体等と調整予定

【他の出席者】

新

- ① 総務省
- ② 厚生労働省の政務

※ いずれもご要望に応じて出席を調整
なお、②は、出席することとなった場合でも、国会対応等により急遽中止となる可能性あり

令和7年度の地方版政労使会議の開催について②

説明内容

- 国からは以下の説明を行う予定であり、各構成員におかれては主たるテーマに関連した独自の取組や具体的な事例等をご説明いただきたい。

都道府県労働局	厚生労働省が実施する賃上げ環境の整備のための支援施策等（必要に応じて割愛）
経済産業局	取引適正化に関する好事例や生産性向上に向けた支援策等
公正取引委員会	改正下請代金支払遅延等防止法の改正事項等
総務省自治行政局	地方公共団体の官公需における価格転嫁の取組等（出席できない場合は資料配付）

意見交換

- 建設的かつ闊達な意見交換のため、他の構成員からのご説明に対するご意見を積極的にいただきたい。
- 意見交換は、地域における賃金引上げに向けた取組に係る意義や必要性、実態のほか、隘路等の課題（価格転嫁を含めた賃上げ原資の確保や人材確保等）及び課題解消のための方策等の認識共有のために実施。

会議の成果

新 ● 会議開催の成果のとりまとめにご協力いただきたい

※ 機運醸成のため、地域の労使の目に見える形で成果がとりまとめられることが望ましい

（例）共同宣言の採択や共同メッセージの発信、協定の締結や基本方針の策定、開催後の要請等

情報発信

新 ● 会議開催・内容等の情報発信にご協力いただきたい

※ 機運醸成のため、地域に会議開催の様子や議論の内容等が広く発信されることが望ましい

（例）HP・広報誌・会報誌への掲載、会員企業・傘下労組等への情報提供など

● 厚生労働省・労働局では以下の情報発信を実施予定

- ・ 政府広報
- ・ 厚生労働大臣、労働局長会見
- ・ 労働局HPでの開催案内、議事要旨等の掲載 など

※ 管内の雇用情勢等を踏まえ、サブテーマを追加又は変更する場合あり。

令和6年度の地方版政労使会議の開催状況

参考

令和6年度の地方版政労使会議は、**令和5年度に引き続き、「賃金引上げ」に向けた取組等を主たるテーマ**として開催。

令和6年度の地方版政労使会議のポイント

令和5年度のフォローアップを踏まえ、地域における賃金引上げに向けた一層の機運醸成のため、以下の取組を実施。

- 構成員の**トップの出席を要請**
- **開催は対面**とし、時期は1～2月を中心に実施
- **価格転嫁や生産性向上への取組についても意見交換**ができるよう必要な説明等を実施
- 活発な意見交換のため会議の運用を工夫

労使の主な発言

- ・ わが県は中小企業が多く、都市部との格差もあるため、このような場で、政労使で共通認識を持つことは重要。
- ・ 中小企業の中には、人材を確保するため、いわゆる「防衛的な賃上げ」を行わざるを得ない状況。
- ・ 県内の99.8%は中小企業などで希望通りの価格転嫁は難しく、社会全体での機運の醸成が重要。
- ・ 「賃上げのためには価格への反映が必要だ」という認識を、企業と消費者の双方が持つことが大切。
- ・ 企業の支払能力を超えた賃上げは、地方経済の衰退につながる。賃上げの実現には行政の支援が必要。

開催状況

令和7年3月末までに、**全ての都道府県で開催。**
知事は41か所で出席、残る6か所は副知事が出席。

共同宣言等の例

16道県において、共同宣言の採択やメッセージを発信。

※ 北海道、福島、栃木、千葉、神奈川、石川、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、岡山、広島、高知、長崎、熊本、大分の16道県）



滋賀県働き方改革推進協議会



広島県政労使会議

事業主各位

現下の雇用経済情勢等を踏まえた価格転嫁及び賃金引上げの御検討等について（要請）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

長野県内における消費者物価指数は、令和7年7月時点で長野市において、総合指数は、2020年（令和2年）を100として113.7となり、前月比は0.4%上昇しました。また、前年同月比は2.9%上昇し、47か月連続で前年同月を上回りました。生鮮食品を除く総合指数は113.3となり、前月比は0.3%上昇しました。また、前年同月比は2.9%上昇し、48か月連続で前年同月を上回りました。

また、長野県内における雇用情勢については、令和7年7月時点で有効求人倍率が1.28倍になるなど求人数が求職数を上回るいわゆる人手不足の現状にあります。

このような現下の物価高や人手不足等を背景として、令和7年の長野県内における春闘においては、6月30日現在で平均妥結額が平成4年以来となる10,000円台となるなど、高い水準の賃金の引上げがなされたところ です。

長野県におきましては、令和4年12月27日に、経営者団体、労働団体、国、市長会、町村会及び長野県が相互連携し、「価格転嫁と賃上げを促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を発出し、価格転嫁・賃上げを推進する取組の促進を行うこととしております。

企業の皆様方におかれては、現下の県内における物価、雇用経済の状況や共同宣言の趣旨等を御理解いただくとともに、国や地方自治体における賃金の引上げに係る各種の支援措置等（別添参照）を御活用いただくことにより、本年のみならず、今後においても賃金の引上げを含めた労働環境整備の実現について御検討を行っていただくようお願い申し上げます。

また、その際には、非正規雇用労働者について、正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の観点等を踏まえた対応に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、企業間取引を行う企業の皆様方におかれては、相手方企業における労務費改善の観点からの価格転嫁の必要性にも御留意いただきますようお願い申し上げます。

一司尚一真健り夫博孝三英徹生敦敬二一夫寛

守健義陽一

加

正俊

祐隆

岸

清修利

部原雲屋出

藤

子木泉

鳥

藤本

越

沢

井瀬

田川岡

田

阿荻臥土早佐金三小白伊湯牛江今百柳小花太

長野県知事
長野市長
松本市市長
上田市市長
岡谷市長
飯田市長
諏訪市長
須坂市長
小諸市長
伊那市長
駒ヶ根市長
中野市長
大町市長
飯山市市長
茅野市長
塩尻市長
佐久市長
千曲市長
東御市長
安曇野市長

経済産業省関東経済産業局長

佐合

厚生労働省長野労働局長

三浦

達矢

栄一郎

改正法施行に係る今後の検討スケジュール（案）

時期	議事内容等
令和 7 年 9 月	改正女性活躍推進法関係の検討
	ハラスメント対策関係の検討 （消費者・障害当事者団体ヒアリングを含む）
	改正女性活躍推進法関係の諮問
令和 8 年 1 月	ハラスメント対策関係の諮問
4 月 1 日	改正女性活躍推進法関係の施行
⋮	⋮
改正法の公布の日（令和 7 年 6 月 11 日）から起算して 1 年 6 ヶ月以内に政令で定める日	ハラスメント対策関係の施行

経済産業省施策について

2025年9月

関東経済産業局 地域経済部 地域振興課

様々な課題に対応した補助金メニュー

売上規模 イメージ	投資規模 イメージ	売上拡大	高付加価値化	省力化・デジタル化	新事業挑戦
100億円 以上	数十億	中堅・中小 成長投資補助金			
100億円 数十億	10億円 1億円	成長 加速化 補助金 事業承継 M&A 補助金	✓新しい機械で新商品を作りたい ✓ 海外展開に取り組みたい	✓ 人手不足に対応したい ✓ 生産プロセスを改善したい	✓ 今の経営手法を活かし て異分野に進出したい
10億円 数千万	1億円 5000万円	✓ 会社を急成長させたい ✓ 上場を目指したい ✓ 承継前に事業を磨きたい ✓ M&Aにより統合効果を出したい	ものづくり 補助金	省力化 投資 補助金 	新事業進出 補助金
数千万	5000万円 数百万	小規模事業者 持続化補助金 ✓ 商品をPRしたい ✓ 販路を拡げたい		IT 補助金	持続化補助金 (創業型) ✓ 創業に挑戦したい

中小企業省力化投資補助金（一般型）

- 人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための支援です。
- 省力化効果のある設備・システムなどをオーダーメイド・セミオーダーメイドで導入する際に活用できます。

【一般型】

項目	内容
1 補助上限	最大1億円（補助率 中小企業1/2、小規模等2/3） ※従業員数によって補助上限が異なります ※大幅な賃上げを行う場合補助上限が上がります
2 事業期間	18ヶ月以内
3 対象者	中小企業・小規模事業者 等
4 要件	①労働生産性 年平均成長率4%以上 ②省力化の度合いや投資回収年数を記載した事業計画の策定が必要
5 対象経費	機械装置費、システム構築費 等

【活用事例】

- ✓ 通信販売事業でオンラインショッピングの顧客数及び購買量に対応するため、**自動梱包機及び倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入**
- ✓ 自動車関連部品製造事業で検査が難しい微細な自動車関連部品の製造を効率的に行うため、**最新のデジタルカメラやAI技術等を活用した自動外観検査装置を事業者の現場に合わせた形で導入**



第3回公募採択発表は11月下旬予定。
第4回公募開始時期は現在未定。

詳細はこちら→



中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）

- 人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための支援です。
- 省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入する際に活用できます。

【カタログ注文型】

項目	内容
1 補助上限	最大1,500万円（補助率1/2以内） ※従業員数に依って補助上限が異なります ※大幅な賃上げを行う場合補助上限が上がります
2 事業期間	1 2ヶ月以内
3 対象者	中小企業・小規模事業者 等
4 要件	労働生産性 年平均成長率3%以上
5 対象経費	カタログに掲載された省力化製品の購入費

【活用事例】

- ✓ 旅館において、**自動清掃ロボット**を導入することで受付の人員を増強し、手続き迅速化・おもてなし等で顧客満足度を向上させ、高付加価値化
- ✓ 倉庫に**無人搬送車**を導入することで、棚替え業務を省力化し、多くの受注をこなすようにすることで生産性を向上



拡大中！

カタログはこちら→



随時申請受付中。

詳細はこちら→



ものづくり補助金

- 新製品・新サービスの開発や海外需要開拓等に必要な設備投資等を支援します。

【概要】

項目	内容
1 補助上限	2,500万円（補助率 中小企業1/2、小規模等2/3） ※従業員数によって補助上限は異なります ※一定の賃上げを行う場合、補助上限引上げ ※最低賃金の引上げを行う場合、補助率引上げ
2 事業期間	交付決定から10ヶ月（ただし採択日から12ヶ月）
3 対象者	中小企業・小規模事業者等
4 基本要件	①付加価値額 年平均成長率3%以上増加 ②給与支給総額 年平均成長率2%以上増加 等 ③事業所内最低賃金 事業実施都道府県の最低賃金 +30円以上の水準 等
5 対象経費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費 等
6 その他	海外事業の実施による国内の生産性向上を支援するグローバル枠として補助上限3,000万円も措置

【活用事例】

- ✓ **製品・サービス高付加価値化枠で・・・**
-最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発
- ✓ **グローバル枠で・・・**
-海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展



（例えば）

数百品目の商品を取り扱う社員の負担軽減と、ユーザーの商品選びの向上を図るため、システムを刷新。ユーザーのアンケート回答をAIが解析して、ニーズに適した製品を数点提示する仕組みで個人ユーザーが商品知識がなくても購入しやすくした。受注から出荷までも自動化され、在庫管理システムとの連動で出荷までの流れがよりスムーズに。



第21次は公募受付中（21次公募 10/24✕）。

詳細はこちら→



IT導入補助金

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援します。

【通常枠】

項目	内容
1 補助上限	450万円（補助率1/2） ※対象経費によって補助上限が異なります
2 事業期間	交付決定から6ヶ月程度
3 対象者	中小企業・小規模事業者等
4 要件	労働生産性 年平均成長率3%以上
5 対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料 等

【インボイス枠】

項目	内容
1 補助上限	350万円（補助率1/2～4/5） ※対象経費によって補助上限が異なります
2 事業期間	交付決定から6ヶ月程度
3 対象者	中小企業・小規模事業者等
4 要件	インボイス制度に対応したITツールの導入
5 対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費 等

【活用事例】

✓ 通常枠で・・・

-タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「**勤怠・労務管理ツール**」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減**、人事担当の**作業効率も大幅アップ**！



✓ インボイス枠で・・・

-**インボイス発行の作業を効率化**するため、「**会計ツール**」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。



第5次公募は9月22日に締め切り。

詳細はこちら→



補助金の比較

	ものづくり補助金 (製品・サービス高付加価値化枠)	省力化投資補助金 (一般型)	新事業進出補助金	成長加速化補助金
目的	生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う事業のために必要な設備投資等に要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、 <u>生産性向上を促進し経済活性化を実現する</u> ことを目的とする。	IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、 <u>省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげる</u> ことを目的とする。	既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、 <u>企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていく</u> ことを目的とする。	賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい <u>売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援する</u> ことを目的とする。
補助上限	【補助上限額】 5名以下 750万円 (850万円) 6～20名 1,000万円(1,250万円) 21～50名 1,500万円(2,500万円) 51名以上 2,500万円(3,500万円) 【補助下限額】 100万円 【補助率】 ・中小企業 1/2以内(2/3以内) ・小規模・再生 2/3以内	【補助上限額】 5名以下 750万円(1,000万円) 6～20名 1,500万円(2,000万円) 21～50名 3,000万円(4,000万円) 51～100名 5,000万円(6,500万円) 101名以上 8,000万円 (1億円) 【補助率】 ・中小企業 補助金額1,500万円まで 1/2以内(2/3以内) 1500万円を超える部分 1/3以内 ・小規模・再生 補助金額1,500万円まで 2/3以内 1500万円を超える部分 1/3以内	【補助上限額】 20名以下 2,500万円(3,000万円) 21～50名 4,000万円(5,000万円) 51～100名 5,500万円(7,000万円) 101名以上 7,000万円(9,000万円) 【補助下限額】 750万円 【補助率】 1/2以内	【補助上限額】 5億円 【補助率】 1/2以内
補助事業実施期間	交付決定日から10ヵ月以内	交付決定日から18ヶ月以内	交付決定日から14ヶ月以内	交付決定日から 24ヵ月以内
対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費	建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費
公募期間	【第21次】 公募受付開始：10月3日(金) 公募締め切り：10月24日(金) 採択発表日：1月下旬頃	【第3回】 採択発表日：11月下旬予定 【第4回】 未定	【第1回】 採択発表日：10月頃予定 【第2回】 未定	【第1次】 採択発表日：9月中旬以降(予定) 【第2次】 未定

補助金の比較

	ものづくり補助金 (製品・サービス高付加価値化枠)	省力化投資補助金 (一般型)	新事業進出補助金	成長加速化補助金
賃上 要件	○	○	○	○
他補助金 との重複	本補助金の申請締切日を起点にして16か月以内に以下の補助金の補助金交付候補者として採択された事業者（採択を辞退した事業者を除く）、又は申請締切日時点において以下の補助金の交付決定を受けて補助事業実施中の事業者 ・<u>新事業進出促進補助金</u> ・<u>事業再構築促進補助金</u> ・<u>ものづくり補助金</u>	①過去に以下補助金の交付決定を受け、応募締切時点で事務局からの補助金支払が完了していない事業者 ・<u>事業再構築促進補助金</u> ・<u>ものづくり補助金</u> ②過去3年間に以下補助金の交付決定を合計で2回以上受けた事業者 ・<u>事業再構築促進補助金</u> ・<u>ものづくり補助金</u> ③観光庁の「観光地・観光産業における人材不足対策事業」により設備投資に対する補助金の交付決定を受けた事業者、あるいはその申請を行っている事業者	本補助金の申請締切日を起点にして16か月以内に以下の補助金の補助金交付候補者として採択された事業者（採択を辞退した事業者を除く）、又は申請締切日時点において以下の補助金の交付決定を受けて補助事業実施中の事業者 ・<u>新事業進出促進補助金</u> ・<u>事業再構築促進補助金</u> ・<u>ものづくり補助金</u>	—
事務局等 HP ・ 問合せ先	 公募要領等はこちらから ものづくり補助金 https://portal.monodukuri-hojo.jp/	 公募要領等はこちらから 省力化投資補助金 https://shoryokuka.smrj.go.jp/	 公募要領等はこちらから 新事業進出補助金 https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/	 公募要領等はこちらから 成長加速化補助金 https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDKBeMAP